

令和 3 年 3 月 19 日届出

## 授業目的公衆送信補償金分配規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下「本会」という。）の補償金分配にあたり、著作権法（以下「法」という。）第 104 条の 14 第 1 項の規定に基づき本会が定める「補償金関係業務の執行に関する規程」（以下「業務執行規程」という。）第 4 条に基づき、分配に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「授業目的公衆送信」とは、法第 35 条第 1 項（法第 102 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により行われる公衆送信（法第 35 条第 3 項が規定する公衆送信に該当するものを除く。）をいう。
- (2) 「補償金」とは、法第 35 条第 2 項（第 102 条第 1 項において準用する場合を含む。）が規定する補償金及び第 104 条の 11 第 1 項の授業目的公衆送信補償金をいう。
- (3) 「権利者」とは、著作権者又は著作隣接権者をいい、それぞれの権利の対象となるものを総称して「著作物等」という。
- (4) 「共通目的事業」とは、法第 104 条の 15 第 1 項に規定する「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」をいう。
- (5) 「共通目的基金」とは、著作権法施行令第 57 条の 11 に規定する「著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法により支払われた」補償金の額より控除される、法第 104 条の 15 第 1 項に規定する「授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出し

た額に相当する額」をいう。なお、本規程第 6 条第 3 項により組み入れられた規程第 3 条補償金分配基金、第 7 条第 4 項により組み入れられた規程第 4 条補償金分配額及び第 13 条により組み入れられた権利者宛分配金がある場合は、それらの額を含めた額をいう。

- (6) 「規程第 3 条補償金」とは、本会の授業目的公衆送信補償金規程第 3 条に定める、著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法により支払われた補償金の額をいう。
- (7) 規程第 3 条補償金から当該事業年度に控除すべき共通目的基金及び業務執行規程第 5 条第 1 項の規定により定める管理手数料を控除した額を「規程第 3 条補償金分配基金」という。
- (8) 「規程第 4 条補償金」とは、本会の授業目的公衆送信補償金規程第 4 条に定める、著作物等の利用の実績に応じて支払う方法により支払われた補償金の額をいう。
- (9) 規程第 4 条補償金から業務執行規程第 5 条第 1 項の規定により定める管理手数料を控除した額を「規程第 4 条補償金分配額」という。
- (10) 「受託団体」とは、本規程第 3 条第 2 項により、本会の理事会が補償金分配業務の委託を決定した団体をいう。
- (11) 「再委託先受託団体」とは、本規程第 4 条第 5 項但書により、受託団体の申請を本会理事会が承認し、本規程第 4 条に定める補償金分配業務に関する事項を含む分配業務委託契約を締結した再委託先団体をいう。
- (12) 「分配資金」とは、本会が受託団体に送金し受託団体が補償金として分配する資金をいう。この分配資金は、規程第 3 条補償金分配基金及び規程第 4 条補償金分配額からなる。
- (13) 「受託団体分配規程」とは、受託団体が定める分配資金の分配方法、分配に係る手数料の決定方法及びこれらの管理に関する事項を定める規程をいう。
- (14) 「利用報告」とは、本会の依頼に基づき、本会が指定する教育機関における著作物等の利用について、本会が受領した著作物等の利用実績に係る報

告をいう。

- (15) 「履修者等」とは、利用報告に記載される授業目的公衆送信を受信した者をいう。
- (16) 「分配資料」とは、受託団体が、著作物等ごとに分配業務に必要な権利者その他の情報を整備した資料をいう。
- (17) 「分配ポイント」とは、著作物等毎に、当該著作物等に係る法第 104 条の 12 第 2 項のイ～ホの区分をそれぞれ各 1 ポイントとして合計した数に、利用報告における当該著作物等が授業目的公衆送信された履修者等の人数を乗じて得た数をいう。

2 本規程に特に定めがある場合を除き、本規程における用語は、法と同じ意味で用いるものとする。

#### (分配事務)

第 3 条 分配資金の権利者への分配は、受託団体を通じて行う。

2 本会の理事会は、次に掲げる区分に応じて各権利者への分配が網羅的に行われるよう前項の受託団体を決定する。

##### (1) 著作者

授業目的公衆送信に係る著作物に関し、法第 23 条に規定する権利を有する小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物や音楽の著作物等（それぞれの著作物の種類をもって「分野」という。）法第 10 条に例示される著作物の著作者等の著作権者

##### (2) 実演家

授業目的公衆送信に係る実演に関し、法第 92 条又は第 92 条の 2 に規定する権利を有する実演家等の著作隣接権者

##### (3) レコード製作者

授業目的公衆送信に係るレコードに関し、法第 96 条の 2 に規定する権利を有するレコード会社等の著作隣接権者

##### (4) 放送事業者

授業目的公衆送信に係る放送に関し、法第 99 条及び第 99 の 2 に規定する権利を有する放送局等の著作隣接権者

(5) 有線放送事業者

授業目的公衆送信に係る有線放送に関し、法第 100 条の 3 及び第 100 条の 4 に規定する権利を有するケーブルテレビ局等の著作隣接権者

- 3 受託団体は、権利管理の受託の有無にかかわらず、前項に掲げる権利者の利益を代表し、当該権利者への補償金の分配を網羅的に遂行できる能力を有すると認められる著作権等管理事業者又は権利者団体でなければならない。受託団体になろうとする者は、次条に定める分配業務委託契約の約定事項を了承のうえ、本会に対し、補償金分配業務を受託する申請を行うものとする。
- 4 前項で申請を行う団体が行う分配業務の一部の再委託を受ける目的で、権利者への補償金の分配を網羅的に遂行できる能力を有すると認められる著作権等管理事業者又は権利者団体が再委託先受託団体になろうとする場合（受託団体との契約に基づき海外の権利者分の分配業務の委託を受ける海外の著作権等管理事業者又は権利者団体等（以下「海外事業者等」という。）を除く。）も、次条に定める分配業務委託契約の約定事項を了承のうえ、本会に対し、補償金分配業務を受託する申請を行うものとする。
- 5 本会は、前 2 項の補償金分配業務の受託の申請を受けたときは、定款第 34 条の規定により設置される補償金の分配に関して調査審議する委員会（以下「分配委員会」という。）の議を経て理事会で決定するものとする。ただし、再委託先受託団体として決定を受けた場合は、本規程第 4 条第 5 項に定める再委託を行うことはできない。
- 6 本会は、委託の決定をしたときは、当該受託団体及び再委託先受託団体の名称等法人に関する情報を、本会のウェブサイト公表する。
- 7 本会は、正当な事由がある場合に限り、権利の区分又は分野が同一である権利者の利益を代表する団体を受託団体として複数決定することができる。その場合、本会は複数の受託団体のうちで利益を代表する権利者の数の最も多い団体を、同種の権利者における本規程第 12 条に基づく連絡先不明権利者の

探索に関する手続きについて当該区分又は分野を代表して行う団体として指定する。ただし、補償金の分配について先進の手段を有する等、特別な事情がある場合は、利益を代表する権利者の数の最も多い団体以外の団体を指定することができる。

8 受託団体は前項の指定を拒否することはできない。

(分配業務委託契約の約定事項)

第 4 条 本会と受託団体は、以下の各号に定める受託団体の補償金分配業務に関する事項を含む分配業務委託契約を締結する。

(1) 受託団体は、条約上保護義務を負う海外の権利者に対して、わが国の権利者と同一の取り扱いをする。

(2) 分配資金を権利者に適正に分配するため、本会が定める雛形を基に受託団体分配規程を定め、本会に提出し本会理事会の承認を得て、且つこれを公表する。これを変更した場合も同様とする。

(3) 受託団体分配規程に、次の事項を定める。

(ア) 補償金分配業務に要する管理手数料率又は額の決定方法

(イ) 本規程第 12 条による、連絡先不明により権利者への分配ができない場合の取扱

(ウ) 利用報告に掲載のない著作物等の権利者から、教育機関がこの権利者の著作物等を利用した事実につき申出を受ける際の手続き

(エ) その他特別な事情により分配の必要が生じた場合の分配方法

(4) 受託団体は、前号 (ア) により管理手数料率又は額を定めた場合、その根拠を示して本会に報告し、且つ公表する。それらを変更したときも同様とする。

(5) 規程第 3 条補償金分配基金は、前事業年度の利用について受領した利用報告を基に整備する分配資料により分配する。

(6) 受託団体は、利用報告及び分配資料を整備する義務を負う。

(7) 受託団体は、相互に、前号の整備のための必要な協力を行う。

- (8)受託団体は、事業年度終了後3か月以内に、管理手数料の額を含む分配の収支について、本会に報告書を提出し、公表する。
- 2 本会は、補償金分配業務の適正化を図るために必要と判断する場合には、受託団体に対し、分配の状況について報告を求めることができ、受託団体の報告を確認するために本会の職員又は本会が指定する者をして受託団体の事務所に立ち入り、業務の状況及び帳簿、書類その他の物件を検査し、並びに受託団体の管理者及び担当者に質問することができる。受託団体は、これに応じなければならない。
  - 3 本会は、受託団体の権利者に対する分配が不適正であると認めた場合、理事会の議を経て、受託団体に対し、分配業務の適正化を図るための措置を命じることができる。
  - 4 本会が前号の措置を受託団体に命じても、なお分配業務の改善が認められない場合、本会は、分配業務委託契約を解除する。本会は解除をする日の一か月前までに当該受託団体に対し、解除の事由を告知して、その二週間前までに理事会において弁明の機会を与える。但し、緊急を要する場合には、本会は、暫定的処分として期間を定めて当該受託団体の業務の停止を命じることができる。
  - 5 受託団体は、受託する業務の再委託をすることができない。ただし、受託団体が適正かつ効率的な分配を実現するためやむを得ない事情がある場合で、本会に事前に申請し、本会理事会の承認を得たときは、本規程第3条第4項に定める申請を行い、同条第5項の決定を受けた再委託先受託団体に対して、分配業務の再委託を行うことができる。
  - 6 前項の再委託をする場合、再委託に係る分配経費は受託団体が負担することとする。

(預金利息の取扱い)

- 第5条 本会が収受した補償金を受託団体に分配するまでの間に生じた預金利息は、規程第3条補償金分配基金に組み入れられる。

(規程第 3 条補償金分配基金の分配限度額)

第 6 条 規程第 3 条補償金分配基金のうち各受託団体が請求できる分配額の上限(以下「分配限度額」という。)は、初等中等教育及びこれに類する教育機関設置者(以下「初等中等教育設置者」という。)から收受した規程第 3 条補償金の額(以下「初等中等教育收受額」という。)から当該事業年度に控除すべき共通目的基金及び管理手数料を控除した額(以下「初等中等教育分配基金」という。)と、高等教育及びこれに類する教育機関設置者(以下「高等教育設置者」という。)から收受した規程第 3 条補償金の額(以下「高等教育收受額」という。)から当該事業年度に控除すべき共通目的基金及び管理手数料を控除した額(以下「高等教育分配基金」という。)に分別して定めることとし、初等中等教育設置者、高等教育設置者それぞれから受領した利用報告を基に、次の各号の方法により算出し、分配委員会の議を経て本会理事会が毎年定める。

(ア) 利用された著作物等毎に分配ポイントを算出する。

(イ) (ア) の分配ポイントを、初等中等教育設置者から受領した利用報告、高等教育設置者から受領した利用報告毎に集計しそれぞれの合計である総分配ポイントを算出する。

(ウ) 初等中等教育分配基金、高等教育分配基金をそれぞれ(イ)で求めた総分配ポイントで除してそれぞれの 1 ポイント単価を求める。

(エ) 分配ポイントを受託団体毎、初等中等教育設置者から受領した利用報告、高等教育設置者から受領した報告毎に集計し、(ウ)で得た 1 ポイント単価を乗じたうえで合算した額を受託団体毎の分配限度額とする。

2 受託団体は、本会から通知を受けた規程第 3 条補償金分配基金の分配限度額の範囲内で、本規程第 10 条により決定した分配可能な額を本会へ請求することにより分配を受けるものとする。

3 当該事業年度における規程第 3 条補償金分配基金の分配限度額と前項により分配した額に差額が生じた場合、当該差額は翌事業年度の共通目的基金に組み入れられる。

(規程第 4 条補償金分配額の分配限度額)

第 7 条 規程第 4 条補償金分配額のうち各受託団体が請求できる分配限度額は、規程第 4 条補償金を支払った教育機関の設置者から受領した利用報告を基に、分配委員会の議を経て本会理事会が毎年定める。

- 2 受託団体は、本会から通知を受けた規程第 4 条補償金分配額の分配限度額の範囲内で、本規程第 10 条により決定した分配可能な額を本会へ請求することにより分配を受けるものとする。
- 3 権利者の情報が判明せず、当該事業年度に分配ができなかった規程第 4 条補償金分配額は、権利者の情報が判明するまで、利用報告があった年度の翌事業年度から起算して 10 年間、本会で管理するものとする。
- 4 前項の権利者の情報が 10 年間を経過しても判明しなかった場合、当該権利者分の規程第 4 条補償金分配額は、翌事業年度の共通目的基金に組み入れられる。

(受託団体への通知事項)

第 8 条 本会は、受託団体に対し分配限度額を通知する際、以下の事項を合わせて通知、公表する。

- (1) 前事業年度に収受した補償金及び規程第 3 条補償金及び規程第 4 条補償金の内訳
- (2) 前号の規程第 3 条補償金の総額のうち、初等中等教育収受額と高等教育収受額との内訳
- (3) 当該事業年度の共通目的基金の総額
- (4) 業務執行規程第 5 条第 3 項の規定により繰り戻した前事業年度の収支差額金
- (5) 本会の管理手数料の額
- (6) 分配期における規程第 3 条補償金分配基金及び規程第 4 条補償金分配額
- (7) 前号の規程第 4 条補償金分配額のうちそれぞれの受託団体へ配分される額



- 2 受託団体が、本規程第 4 条第 5 項により再委託先受託団体に分配業務の一部を再委託する場合、受託団体は、当該再委託先受託団体に対し、前項の通知を行うと共に、前項第 5 号の本会を本受託団体に読み替えた額を通知するものとする。

(利用報告)

第 9 条 本会は、受託団体に対し、利用報告を提供する。

- 2 本会は、前項の利用報告のうち、第 3 条補償金の分配に用いるものは、第 3 条補償金を支払う教育機関（大学の場合は学部、学科単位）の種別、履修者数等を考慮のうえ、権利者への補償金分配の精度と、教育機関の報告に係る負担とのバランス等に配慮して相当な数の教育機関にそれぞれ報告を要する期間を定めて依頼し、受領するよう努めるものとする。

(分配額の決定)

第 10 条 受託団体は、教育機関で著作物等が授業目的公衆送信された事実につき、当該著作物等の権利者から申し出を受け、当該利用に関する記載が利用報告になく、且つ、利用の事実を確認した場合、これを加えた資料により、当該受託団体の分配規程に基づき、規程第 3 条補償金分配基金から当該年度に権利者の連絡先が明らかで分配可能な額、及び規程第 4 条補償金分配額から当該年度に権利者の連絡先が明らかで分配可能な額をそれぞれ確定させ、本会へ請求する。

- 2 受託団体は、前項の請求の際、請求の根拠となる分配明細等の資料を本会に提出する。
- 3 本会は、受託団体への分配額について、前項の資料を基に分配委員会の議を経て理事会で決定するものとする。
- 4 受託団体は、利用報告があるものの権利者の氏名、住所その他の情報が不明で本条第 1 項の請求ができなかった著作物等の権利者について、利用報告があった年度の翌事業年度から起算して 10 年間、この権利者の情報を取得するた

めの広報（受託団体のウェブサイトによる広報を含む。）などの探索を行い、これが判明した場合には分配をする。

（補償金の分配期、請求時期）

第 11 条 各事業年度に収受した補償金の分配期は、原則として、翌事業年度の 9 月とする。

2 受託団体は、前事業年度分の第 3 条補償金分配基金からの分配額の請求を、原則として前項に定める分配期の 1 カ月前までに行うものとする。

3 受託団体の分配額の請求が前項の請求の期限を遅滞する場合の請求（ただし分配限度額を超えることはできない）の期限は、翌年 2 月までとし、本会が請求を受けた翌月をそれぞれの請求に対する当該受託団体への分配期とする。

（連絡先不明の場合の取扱い）

第 12 条 分配資料において、権利者が判明しているにも係わらず、連絡先不明のため権利者と連絡することができない場合、受託団体は、当該権利者の分配に係る著作物等の題号その他の権利者に関する情報を本会が定める書式により本会にすみやかに届け出なければならない。

2 前項の届け出を受けた場合、本会は、当該権利者の連絡先情報を求める旨を本会のウェブサイトに掲載する。

3 本会及び本条第 1 項の届出をした受託団体は、利用報告で得られた情報を基に連絡先不明の権利者の連絡先を明らかにするための相当な努力を行うものとする。

4 本条第 2 項の掲載期間は、掲載を開始したときから 10 年間とする。

5 前項の掲載期間中に連絡先情報が判明した場合、本会は、当該情報を届け出のあった受託団体へ通知する。

（権利者が補償金を受け取らなかった場合の取扱い）

第 13 条 権利者が受託団体から補償金を受け取らない旨の意思表示をした場合の当該権利者宛分配金は、共通目的基金に組み入れられる。

(実施細則)

第 14 条 本規程に定めるもののほか、実施するために必要な事項は、本会理事会が決定する細則で定める。

附則

(実施期日)

1 本規程は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。